

大学院心理科学研究科学学位規程施行細則（抜粋）

平成16年12月16日制定

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（臨床心理学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 論文要旨（様式5） 25部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式7） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験（研究成果発表会等実施）を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（臨床心理学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 25部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部

- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 履歴書（様式7） 1通
- (8) 論文審査料 50,000円

2 学位論文の取扱いについては別に定める。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士後期課程に3年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認めた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士後期課程に4年以上在学した者
- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（臨床心理学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学心理学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学またはこれと同等と認める研究機関において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 大学の修士課程を修了後の研究歴4年以上の者
- (2) 大学を卒業後の研究歴7年以上の者
- (3) 前号に該当しない者で研究歴10年以上の者

2 前項の大学と同等と認める研究機関は、次のとおりとする。

- (1) 申請しようとする学位に関連する国公立の研究所等の研究機関

- (2) 財団法人又は社団法人組織による申請しようとする学位に係る研究所等の研究機関
- (3) 申請しようとする学位に関連する十分な研究施設を有する国公私立等の病院
- (4) その他、研究科委員会が適当と認めた機関

3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は、9月（3月）とする。

- (1) 学位論文予備審査願（様式2） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 17部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部
- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 参考論文 4部
- (8) 履歴書（様式7） 1通
- (9) 戸籍抄本 1通
- (10) 最終学校卒業証明書 1通
- (11) 研究歴証明書（様式9） 1通
- (12) 推薦書（様式10） 1通
- (13) 予備審査料 50,000円（本学専任職員は免除）

2 学位論文の基礎となる報文は、審査委員会のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は、原則として3報以上（そのうち1報以上は外国語の報文）あることが必要である。

3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員会に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。

3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告

するものとする。

4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。

5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。

第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

(1) 学位申請書(様式3) 1通

(2) 学位論文(様式4) 4部

(3) 論文審査料

本学専任職員 100,000円

本学学部卒業者、本学修士課程修了者及び本学修士・博士課程退学者 100,000円

上記以外の者 300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問(専攻)

4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。

5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。

6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。

7 学位規程第15条の規定による手続は、3月(9月)中に完了するものとする。

第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。